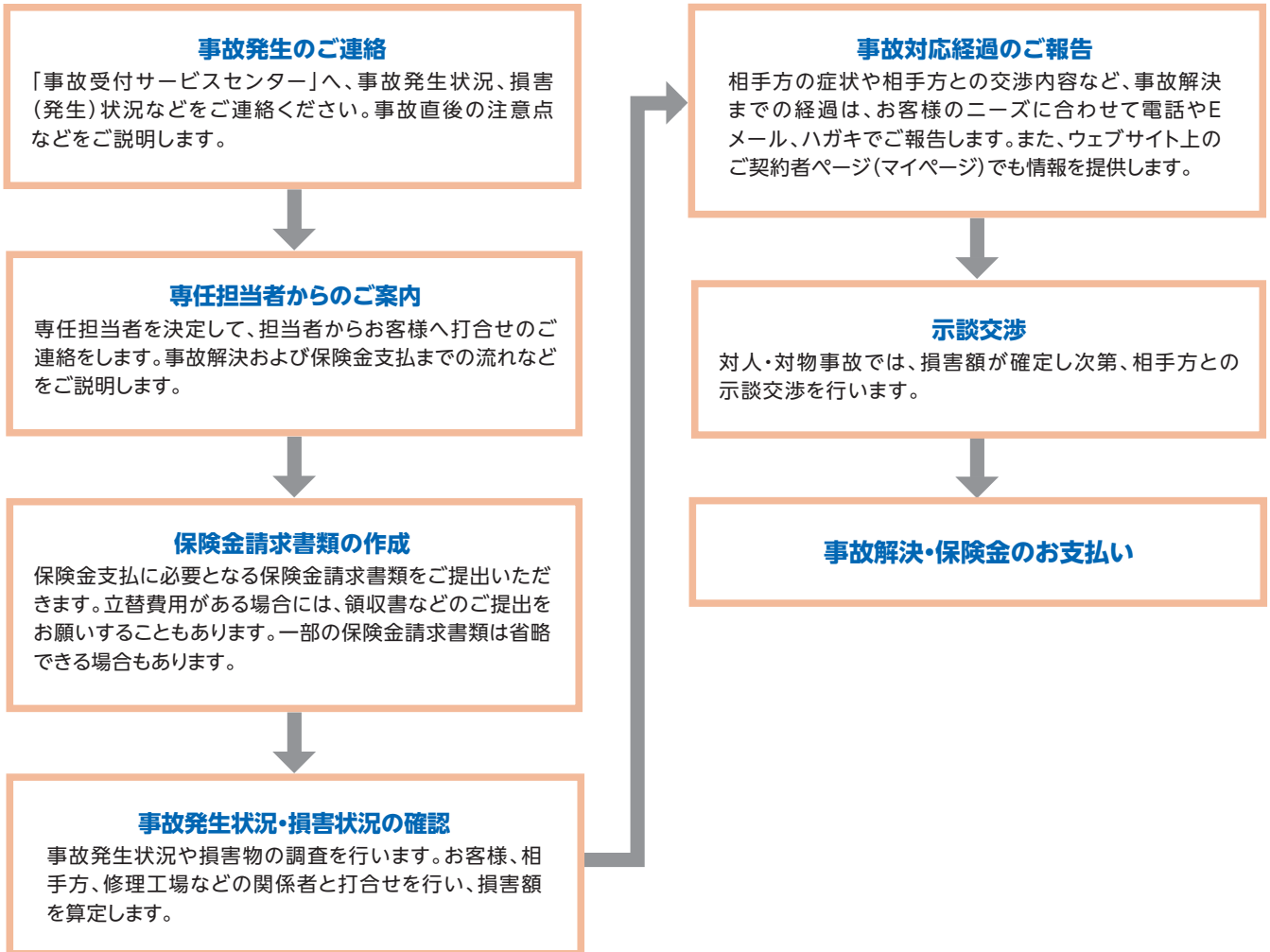


保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金お支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

*以下は自動車保険をご請求いただいた場合の一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



保険金支払いに関する制度(自動車保険)

■自賠責保険の一括払制度

対人賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いできる場合で、補償の対象となる方からこれらの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分を立替えて一括してお支払いします。

■保険金の内払制度

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前(対人事故の場合)、保険金支払い協定前(人身傷害事故の場合)でも治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払いを実施します。

対人事故、人身傷害事故以外で保険金をお支払いする場合においても、被保険者や事故当事者の方が立替えている費用等は、内容や種類によって内払いが実施できる場合もあります。

保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約の保険金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」のおりても身の回り品特約、弁護士費用等補償特約における弁護士等への法律相談費用については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険や医療保険の各種特約についても保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となるものがあります。